

「広告等に関するガイドライン」の一部改正

平成 25 年 2 月 21 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>第 1 部 法令諸規則の概要</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>第 2 部 投資信託等に係る広告等の作成に係る留意事項</p> <p>I 全 般</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>II 投資信託等</p> <p>1. 販売用資料の作成に当たっての留意事項</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 具体的な留意事項</p> <p>投資信託等の広告等を行う場合における具体的な留意事項は、下記のとおりである。</p> <p>①~⑫ (略)</p> <p>⑬ 毎月分配型・通貨選択型投資信託の表示</p> <p>毎月分配型投資信託及び通貨選択型投資信託に関する表示を行う場合は、平成 23 年 7 月 22 日付日本証券業協会通知「投資信託の販売・勧誘時における説明態勢について」及び平成 23 年 8 月 2 日付 日本証券業協会通知「毎月分配型」及び「通貨選択型」投資信託のリーフレット参考例の御送付について」の趣旨を踏まえ、説明態勢の充実の観点から、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>イ 毎月分配型投資信託の分配金の説明に関する表示</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>ロ 通貨選択型投資信託の収益の説明に関する表示</p> <p>通貨選択型投資信託の収益の説明について表示する場合は、目論見書の記載を参考に、どのような場合に収益を得られ、どのような場合に損失やコストが発生するのかについて、当該広告等の記載内容に応じて、以下の事項を表示することが望ましい。また、表示に当たっては、図・表・グラフ等を用いる等できる限りわかりやすい表示となるよう留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通貨選択型投資信託の運用の仕組み（資金の流れのイメージ） ・運用対象資産の値上がり／値下がり、<u>為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）</u>／コスト（<u>金利差相当分の費用</u>）、為替差益／差損による収益又は損失の関係 <p>ハ 販売手数料に関する表示</p> <p>毎月分配型投資信託及び通貨選択型投資信託の販売手数料に関する表示を行う場合は、当該広告等の記載内容に応じて、手数料率の表示にとどまらず、手数料の徴収方法や購入金額に対する手数料の金額例を記載するなどにより、できる限りわかりやすい表示を行うことが望ましい。</p>	<p>第 1 部 法令諸規則の概要</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> <p>第 2 部 投資信託等に係る広告等の作成に係る留意事項</p> <p>I 全 般</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> <p>II 投資信託等</p> <p>1. 販売用資料の作成に当たっての留意事項</p> <p>(1) ~ (2) (同 左)</p> <p>(3) 具体的な留意事項</p> <p>投資信託等の広告等を行う場合における具体的な留意事項は、下記のとおりである。</p> <p>①~⑫ (同 左)</p> <p>⑬ 毎月分配型・通貨選択型投資信託の表示</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> <p>イ 毎月分配型投資信託の分配金の説明に関する表示</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> <p>ロ 通貨選択型投資信託の収益の説明に関する表示</p> <p>通貨選択型投資信託の収益の説明について表示する場合は、目論見書の記載を参考に、どのような場合に収益を得られ、どのような場合に損失やコストが発生するのかについて、当該広告等の記載内容に応じて、以下の事項を表示することが望ましい。また、表示に当たっては、図・表・グラフ等を用いる等できる限りわかりやすい表示となるよう留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通貨選択型投資信託の運用の仕組み（資金の流れのイメージ） ・運用対象資産の値上がり／値下がり、<u>為替ヘッジプレミアム</u>／コスト、為替差益／差損による収益又は損失の関係 <p>ハ 販売手数料に関する表示</p> <p>毎月分配型投資信託及び通貨選択型投資信託の販売手数料に関する表示を行う場合は、当該広告等の記載内容に応じて、手数料率の表示にとどまらず、手数料の徴収方法や購入金額に対する手数料の金額例を記載するなどにより、できる限りわかりやすい表示を行うことが望ましい。</p>

新	旧
(以下略) 附 則 この改正は、平成25年 2月21日から実施する。	(同 左)